選出区分	衆議院議員　北海道
選挙期日	平成二十一年八月三十日
	同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していた。

○文部科学省告示第四号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成四年文部省告示第三十二号（在外教育施設を認定した件）により認定した早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校（高等部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

変更前	変更後
早稲田渋谷プライベートリミテッド	Waseda Shibuya Senior High School Pte.Ltd.

○厚生労働省告示第十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第16部として次のように加える。

第16部　（追補）（12）

外用薬

品名	規格単位	薬価
（あ）アズレンうがい液4％「TSU」	4％1mL	45.40円

○厚生労働省告示第十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第8に第2部として次のように加える。

第2部　（追補）（1）

外用薬

品名	規格単位
（あ）アズレンうがい液4％「HYZ」	4％1mL

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川一〇六八、一〇六九、二五二三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町都川一〇六八、二五二三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市津田町一六五四の一、一六五五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町野口字大平五五八の一から五五八の三まで、五五九、五六五、飛鳥町大又字大久保一一二六の一、飛鳥町小阪字本郷一四二六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下之川字大豆田三八、三九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大豆田三八・三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）